

## 社会資本総合整備計画

### 『次世代の下水道整備の推進（その3）』

#### 『次世代の下水道整備の推進（その3）（重点計画）』の中間評価

##### ●委員

下水は生活用水だけか。企業や事業所は各自で処理をしているため、下水としては扱われないという考え方でよいか。

##### ○事務局

事業所で一定の水準まで処理された水を、下水道で受け入れている。

##### ●委員

実際には事業所からの排水を考慮しているということであれば、下水道の人口当たりの普及率のみを考慮するのは、トータルで考える場合はどうか。

##### ○事務局

施設の建設の際は事業所等からの工業用水についても、一定考慮している。

##### ●委員

下水道人口普及率を目標として立てるということは、どちらかというと限定的な計画としてイメージすればよいか。

##### ○事務局

本計画の指標としては下水道人口普及率を定めているが、一般に下水道施設の建設については、工場用水など、各地域に応じた要素が含まれている。

##### ●委員

家庭からの汚水について焦点が置かれているが、実際には事業所からの汚水もあり、トータルとしてはどこで管理をしているのか。

○事務局

汚水処理施設整備構想が下水道およびそれ以外の施設も含んだ大きな構想であり、琵琶湖流域別下水道整備総合計画が下水道における最上位の計画である。実際には、工場誘致の状況等も加味し、事業を進めていく段階で、計画に反映していく。

●委員

下水道処理人口普及率の目標値については、人口減少は考慮されていないか。

○事務局

汚水処理施設整備構想の見直しの際、予測される将来人口を反映している。

●委員

滋賀県では、琵琶湖流域下水道の普及率が高く、ありがたい。また、最後に説明された4つの処理区が湖南中部処理区の帰帆島公園や湖西処理区のバラ園といったそれぞれの特色を持っているところが良い。一般に下水道は汚いという感じを受けられると思う。高島浄化センターのコンポストが花や作物へと至ることで、循環を目指しているということは、非常に新しく先進的な取り組みだと思う。SDGsやMLGsにも当てはまるため、それぞれのどの取り組みに該当するか、示してもらえれば評価も高まると思われる。下水処理をするだけでなく、その後の使い方を考えているというのは、県民にとってありがたく、コンポスト化事業は頑張ってもらいたい。

質問としては、コンポスト化事業は他の業者が行うのか。

○事務局

入札により決定された事業者がコンポスト化事業を進めていく。滋賀県としては、モニタリングにより事業の監視を行う。

●委員

肥料の販売について、事業者が行うということで了解した。

●委員

コンポスト化事業については、民間事業者が行うということだが、事業スキームや収益のやり取りについてはどうか。

○事務局

現在建設中のコンポスト化施設にて肥料を作っていくが、製造したばかりの肥料は県の所有物であり、それを県から事業者に売却する。事業者は肥料の価格を設定し、一般の方々に販売する。

●委員

販売以降については事業者に任せているという理解かと思われるが、コンポストを販売する際に、製造量に対して利用者のニーズがあまりないという話を聞く。その辺り、上手く流通しているかの情報はるか。

○事務局

下水道のコンポスト化事業としては、佐賀市の先行事例が挙げられる。佐賀市は、肥料を製造している場所に売り場を作り、地域の方々に販売している。佐賀市では評判が良く、地元の方が畑や家庭菜園に使用されていると聞いている。

高島浄化センターのコンポスト化事業については、年間の生産量も決して多くはないため、一般の方にも使っていただくことを想定している。

●委員

令和7年末に1,100tという目標は、累計値か。

○事務局

累計値である。

●委員

年間500tも販売できるのか。

#### ○事務局

年間500tというと大きな数字と考えられると思うが、仮に高島市内ですべて使用したとしても、農地の数パーセント程度の量であり、JAに卸すような量ではなく、県としてはできれば地元の方に使っていただきたいと思っている。それに向けて、滋賀県内での肥料の利用を促進するのが県の立場と考えている。

#### ●委員

現段階ではモデル的に普及啓発を図っていく段階かと思うが、菜の花プロジェクトや、県の河川改修の剪定木を薪ストーブで利活用を図っているという事例もある。下水汚泥の供給は安定的であり、一定程度収益ベースも想定されていると思うので、滋賀県の下水道事業の新しい展開の一つのモデルとして次のアピールもできるかと思うので、公民連携として引き続き取り組んでいただきたい。

#### ●委員

浄化センターが4つあるということで、全ての浄化センターでコンポスト化事業を進めていただければ、より多くの肥料を作れると思われる。滋賀県では農林水産部が農業を管轄しているが、今、来年度から「きらみずき」という品種改良したコメを一般向けの作物として進めている。それは、有機栽培という形で、化学肥料は使わない循環型の取り組みを行っている。環境先進県として、近江米などの横のつながりを作りながら、事業を進めていただければと思う。高島浄化センターのコンポスト化については、個人で使用する程度の量かとは思いますが、滋賀県独自の循環の取り組みとして、「きらみずき」とコンポスト化事業とのコラボレーションという話があれば良いと考える。

#### ○事務局

県としても循環の仕組みを進めていきたい。肥料としての特性に配慮いただきながら、使っていただければと考える。

●委員

入札は施設の建設に対して行っているか。

○事務局

入札で決まった事業者が、設計・建設・維持管理一体で事業を行う。

●委員

維持管理を含むということは、長期契約となるか。

○事務局

維持管理は20年間の長期契約である。

●委員

維持管理の予算は20年間の債務負担を取るのか。

○事務局

20年間の債務負担である。

●委員

事業者が本当に効率的かどうか、20年間、再度入札の機会はないのか。

○事務局

20年間は同じ事業者と契約するスキームである。

●委員

県が予算を出して、事業委託するということか。

○事務局

その通りである。肥料の値段は低く、事業費に維持管理費も含めている。

今回、下水汚泥のコンポスト化事業は県内においては初めての事業となる。肥料の流通が本事業の大きな課題であり、肥料化のノウハウを持つ事業者に、長期的な目線

で流通ルートを確立していただきたいというのがコンセプトの一つである。

また、肥料の製造についても事業者それぞれのノウハウがあるため、一体的に施設  
の設計・製造・維持管理を事業化し、長期的に循環の実現に取り組んでほしいと考えて  
いる。

●委員

一般競争入札にて事業者を決定したか。

○事務局

一般競争入札、総合評価方式にて、要求水準書等を示し、入札を行った。

●委員

下水道事業やそのコンポスト化事業は、一般的ではない分野であり、今回のコンポ  
スト化施設についても、日本のなかでもそれほど多くの会社はないかと推測される。  
よって、この20年間というのは、施設の維持管理も含め、しっかりとコンポストを  
作るよう、監督できるような年数だと推察する。既に入札により業者が決定されてい  
るなかで、税金を使う上で県としてやるべきことは、要求事項が履行されているか  
ということを確認しながら、軌道修正していくということかと思う。チェック機  
能を作ることが必要である。

○事務局

資料にも示すとおり、県としてモニタリングを厳しく行っていく。

補足であるが、高島浄化センターで発生する汚泥は、汚泥処分の形で処理してい  
た。しかし、汚泥の処分費が高騰したことで、滋賀県下水道審議会により外部委員に  
も確認いただき、経済的な比較もした上で、今回のコンポスト化事業に至っている。

●委員

魚の生育や成長について、窒素やリンが過剰に除去されることで、良くない影響が  
出ているところもあると聞いているが、琵琶湖ではどうか。

○事務局

処理水質については、琵琶湖流域別下水道整備総合計画にて、環境基本法によって定められた排水基準を達成するよう考えている。

全国的には、瀬戸内海にて海苔の色が落ちてしまっているという例があり、冬には窒素等を残そうという取り組みを行っているところもある。ただし、それは因果関係が十分示されている場合であり、琵琶湖においてはまだその対応の予定はない。今後、もし示されれば、法律の改定により対応する可能性はある。